

群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター養成研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター制度要綱（以下「制度要綱」という。）第3条の規定に基づく養成研修（以下「養成研修」という。）の実施について必要な事項を定める。

(申込)

第2条 群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター制度に参画しようとする個人又は団体等（以下「申込者」という。）は、別途群馬県知事（以下「知事」という。）が定める期限までに、環境 SDGs ファシリテーター養成研修申込書（別記様式第1号）（以下「申込書」という。）を知事へ提出しなければならない。

(申込要件)

第3条 知事は、前条の申込書の内容に不備がないことを確認した後、申込者を所定の養成研修受講者として決定する。ただし、申込者が次の要件のいずれかに該当する場合は、養成研修受講者としてすることができない。

- (1) 申込書の記載に虚偽がある場合
- (2) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者であることが判明した場合
- (3) その他、本制度の目的に反すると知事が認める場合

(研修の開催)

第4条 知事は、養成研修の開催に当たっては、制度要綱第1条に規定する目的を達成するために必要な環境 SDGs 等の知識及び能力を習得できる内容とする。

(研修の修了証書の交付等)

第5条 知事は、養成研修を受講した者のうち、所定の課程を修了したと認める者に対し、別に定める修了証書を交付するものとし、当該修了証書の交付をもって制度要綱第4条に規定するファシリテーターに認定した証とする。

(個人情報の取扱い)

第6条 知事は、本要領に基づく一連の事務において知り得た個人情報について、本要領以外の目的では使用してはならない。

(事務)

第7条 この要綱に関する事務は、群馬県環境森林部環境政策課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。